

令和7年度 第3回 蓮田市空家等対策協議会

開催日時	令和8年3月19日（木）16:00～	
開催場所	西棟第3・第4会議室	
議事	(1) 蓮田市空家等対策計画(案)のパブリックコメントについて (2) 蓮田市空家等対策計画(案)策定について (3) その他	
出席者	会長	山口会長（市長）
	副会長	田部井副会長
	委員	高橋委員、渋谷委員、竹林委員、宮田委員、本槌委員、坂口委員、齊藤委員、君島委員
	事務局	高橋（都市整備部長）、河野（都市整備部建築指導課長）、恩田（副主幹）、岩崎（技師）、袖山（技師）
	関係人	
欠席者	なし	
傍聴人数	1名	

議事の内容【要約】

司会	<p>【開会】</p> <p>本日の司会を務めさせていただきます、都市整備部建築指導課の河野です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>《資料確認》</p>
司会	<p>それでは、蓮田市空家等対策協議会条例に第3条第2項により、当協議会の会長である山口蓮田市長よりごあいさつをお願い申し上げます。</p>
会長	<p>《会長挨拶》</p> <ul style="list-style-type: none">・本日はお忙しい中、蓮田市空家等対策協議会にご出席いただいたこと御礼申し上げます。・本日の事務局の説明で支障がなければ「蓮田市空家等対策計画」について蓮田市長から当協議会へ諮問させていただきたいと考えているため、最後までお付き合いいただきたい。
司会	<p>本日は、委員の半数以上にご出席をいただいております。</p> <p>従いまして、「蓮田市空家等対策協議会条例」第5条第2項の規定による定足数に達しておりますので、本日の協議会は成立することを、ご報告申し上げます。</p> <p>それでは、これより条例第5条第1項により、山口市長に議長になっていただき、議事の進行をお願いしたいと存じます。</p>

<p>会長</p>	<p>あらためまして、議長として協議会を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の協議会について、傍聴を希望される方がいらっしゃいます。</p> <p>本日の議事については、非公開にすべき案件はないと思いますので、本日の協議会を公開したいと考えますが、委員の皆様はいかがでしょうか。</p> <p>〔異議なしの声〕</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、異議がございませんので、本日は、公開で進めさせていただきたいと存じます。事務局は、傍聴の方を入场させていただきます。</p> <p>〔傍聴人の入场〕</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、蓮田市空家等対策協議会の議事に入りたいと思います。</p> <p>会議次第に沿って進めさせていただきます。(1) 蓮田市空家等対策計画(案)のパブリックコメントについて、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議事(1)蓮田市空家等対策計画(案)のパブリックコメントについて】</p> <p>〈事務局説明要旨〉</p> <p>蓮田市空家等対策計画(案)について蓮田市の「パブリックコメント制度に関わる要綱」にて意見募集をした結果について、以下のとおり報告します。</p> <p>募集期間は、令和8年1月6日(火)～同年2月5日(木)までの31日間実施しました。募集方法は、ホームページに掲載するとともに、蓮田市役所建築指導課・行政資料コーナー、図書館、中央公民館、農業者トレーニングセンター、総合文化会館(ハストピア)及び蓮田駅西口行政センターで原案を公表し、意見を募集しました。</p> <p>期間中の意見提出者数は、いませんでしたが、募集期間終了後の2月6日付で、1件の意見提出がありました。期限経過後ではありますが、せっかく頂戴したご意見ですので、貴重なご意見として、形式的には0件ではございますが、通常にいただいたものとして、意見とりまとめ及び事務局にて回答方針作成の対応をさせていただきます。</p> <p>内容としましては、一般に、特にご高齢の相続人の方は、不動産登記の義務化を知らない人が多いと思われるため、死亡届の提出や葬祭費の申請に来庁したご遺族の方に配布される「市役所でする手続きリスト」に税金に関する手続きを追加し、税務課に案内するように提案します。具体的には、市内に固定資産(土地・家屋)を所有している方へ「相続人代表指定届の提出」を案内することで、相続登記が完了するまでの間その不動産を現に所有している人(相続人等)を市役所が把握でき、かつ提出が義務化されていることも記載し、市税等の未納について税務課に相談するよう案内してはどうか。というものでした。</p>

内容について事務局より深掘りしますと、現在、市民課で配布しているもので、相続登記の義務に関するものや固定資産税に関する情報は未記載となっております。

市民課にヒアリングしたところ、「過去に同様の意見があり、検討した結果、利便性やスペースの広さ等を総合的に勘案し、現在の運用となっている。さいたま市など近隣の自治体において死亡届のお知らせに課税情報の相談先を掲載していることは承知しているが現在の形に落ち着いた。」とのことでした。相続登記の義務化については、「令和8年3月10日より総務省のチラシをお知らせと一緒に配布、対応している」とのことです。また、税務課の固定資産税担当者にもヒアリングしたところ、「土地家屋所有者の死亡情報等を把握後に別途、固定資産税現所有者（変更）申告書を送付して、対応している。」とのことでした。

以上を取りまとめますと、蓮田市では、パブリックコメントのご意見のとおり、死亡届のお知らせに固定資産税情報の相談先や相続登記義務化の件は触れておりませんが、別途関係部署からチラシを配布したり、変更申請書を送付して、ご意見のご提案と同じかそれ以上の効果を得るため、既に取り組み中でございました。そのため、回答の方針としましては、原案のとおりとします。

以上です。

会長

それでは、議事(1)の事務局の説明について、なにかご意見はございますか。

〔意見なし〕

会長

続きまして、次第の議事(2)蓮田市空家等対策計画(案)策定について、事務局に説明を求めます。

事務局

【議事(2)蓮田市空家等対策計画(案)策定について】

〈事務局説明要旨〉

おかげさまで、蓮田市空家等対策計画について、すべての協議が整いました。皆様にご協力いただいたこと、感謝申し上げます。

さて、ただいまより、蓮田市山口市長から、当協議会会長あてに計画書を諮問いただきます。なお、便宜上副会長に向けて諮問させていただきます。

山口市長よろしく申し上げます。

山口市長(会長)

【諮問】

蓮田市空家等対策協議会 会長 殿 蓮田市空家等対策計画の作成について(諮問)このことについて、蓮田市空家等対策協議会条例第2条第1項第1号の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

令和8年3月19日 蓮田市長 山口京子(副会長、代理受け取り)

<p>会長</p>	<p>あらためまして、当協議会にて、蓮田市が諮問しました「蓮田市空家等対策計画の作成」について、当協議会としては異議がないものと考えますが、よろしいでしょうか。</p> <p>〔異議なし〕</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、当協議会として、「原案のとおり異議ありません。」と答申いたします。</p> <p>暫時、休憩いたします。</p> <p>〔暫時休憩〕</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、当協議会の議事を続けます。</p> <p>令和8年3月19日付け都築第404号で諮問のあった蓮田市空家等対策計画の作成については、「原案のとおり異議ありません。」よろしく申し上げます。 (都市整備部部長、代理受け取り)</p>
<p>委員</p>	<p>それでは、議事(3)その他について、なにかご意見はございますか。</p> <p>〔意見なし〕</p> <p>本日の議事はすべて終了いたしましたので、以降の進行を事務局に戻したいと思っております。</p>
<p>事務局</p>	<p>改めまして、協議会の皆様の協力をいただきまして、蓮田市空家等対策計画をまとめることができました。事務局を代表してお礼申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>以上を持ちまして、本年度の空家等対策協議会は終了とさせていただきます。</p> <p>さて、皆様の任期につきましては、令和8年5月31日まででございます。特に支障ないようでしたら、引き続き協議会委員をお願いしたいと考えております。よろしく願いいたします。事情により都合が付かない場合には、今年度中に事務局までお知らせいただければ幸いです。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは閉会にあたり、田部井副会長からご挨拶いただければと存じます。</p>
<p>副会長</p>	<p>【閉会】</p> <p>本日はご足労いただきありがとうございます。約2年間にわたり蓮田市空家等対策計画の策定へたくさんのご意見ご協力ありがとうございます。計画の策定で終わりではないため、これからも皆様の貴重なご意見を頂ければと存じます。</p>

事務局

ありがとうございました。以上を持ちまして令和7年度第3回蓮田市空家等対策協議会を終了させていただきます。

次回の協議会日時についてご連絡申し上げます。
次回の協議会は、令和8年7月22日（水）10：00～を予定しております。